

急傾斜地崩壊防止工事の安全管理

1. 技術指針の活用

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「急傾斜地崩壊防止工事技術指針」（全国治水砂防協会）の基準によらなければならない。

2. 施行単位延長

受注者は、斜面の切土工事においては、施工中の落石、崩壊等の発生を防止するため、10～20m程度の短区間に区切り施行することとし、切取面、掘削面を長時間放置することがないようにしなければならない。

ただし、単位延長がこれによりがたい場合は、監督員と協議し、承諾を得なければならない。

3. 仮設防護柵の設置及び撤去

斜面下部には、土砂等の崩壊に備えて仮設防護柵を設置した後、工事に着手しなければならない。また、工事が完了するまでこれを設置しなければならない。

ただし、現地調査の結果これによりがたい場合は、監督員と十分協議の上、他の同等の機能を有する安全対策を実施しなければならない。

4. 切土斜面上部の仮排水工の設置

施工に先立って斜面の状態、背後地からの地表水の流入経路、湧水箇所について把握し、切土施工斜面上部の仮排水路の設置、湧水箇所の処置について、安全に施工区間外に排水するよう排水計画を十分検討し、監督員の承諾を得なければならない。

また、切土施工中や降雨予想される場合について、湧水の有無、その状態に注意し、必要に応じてビニールシート等による被覆や切土斜面流入・湛水しないよう仮排水路の設置などの手段を速やかに講じなければならない。降雨後は必ず斜面を踏査して、新たな流水や湧水がないか、また亀裂等の斜面の変化について点検し、安全を確認した後、作業を行わなければならない。

5. 関係住民に対する情報連絡

受注者は、工事施工にあたって、監督員と協議の上、あらかじめ市町村及び関係住民に対し、施工の内容、工程その他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合は、発生した場合の通報、連絡及び避難の方法等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。